

観察資料

(※本資料に記載した数値については、公表値ではなく取り急ぎ集計した速報値である。)

1. 予算・人員・施設概要等

(1) 予算（2018年度・2019年度・2020年度）

答 予算は予算科目に従って支出をしているところ、収容に係る予算として予算科目が定まっているものではないため、収容に係る予算のみを取り出して特定することは困難です。

(2) 職員数（2019年度。外部委託事業があるのであれば、その内訳を含む）

答 職員数は150人です。外部委託業者の職員数については、保安上の支障が生ずるおそれがあることから、回答は差し控えさせていただきます。

(3) 現在利用されているブロック数及び利用されていないブロック数

答 現在常時利用しているブロック数は、7寮14ブロック（隔離室・休養室除く）です。

1寮2ブロックは、インフルエンザ流行時など他の被収容者と分離する必要がある場合や工事等で他の寮が使用できないときなどに使用しています。

(4) 被収容者の一日のスケジュールに、前回訪問時と比較して変更点があれば示されたい

答 昨年4月から、運動時間をそれまでの40分から50分に延長しています。その結果、夕食時間が16時30分から17時10分へ、点呼時間が17時00分から17時45分へと変更になっています。

2. 被収容者の内訳（現時点）

(1) 総人数・男女別人員

答 当日、確認して回答します。

→当日の回答：当日8時30分時点での235人（全員男性）

(2) 性的マイノリティの人数

答 被収容者のプライバシーに関する事柄であり、詳細は不回答としますが、対象者はおります。

(3) 未成年者の被収容者について

①人数（18才以上と18才未満でそれぞれの人数）

答 現在、未成年者はいません。

②過去2年の間に未成年者の収容実績がある場合は、その年齢別内訳と収容期間

答 過去、未成年者の収容事実はありますが、年齢別内訳や収容期間は通常の業務において統計をとっていないため、回答することはできません。

(4) 国籍別内訳

答 当日、確認して回答します。

→当日の回答：当日 8 時 30 分時点での多い者ものから 5 位まで下記の通り。

スリランカ	25
イラン	24
ナイジェリア	23
パキスタン	16
フィリピン	15

(5) センターに来る前の収容先（移送元）内訳

- ① 東京出入国在留管理局
- ② 成田空港支局
- ③ 名古屋出入国在留管理局
- ④ 仙台出入国在留管理局
- ⑤ 札幌出入国在留管理局
- ⑥ その他

答 通常の業務において統計をとっていないため、回答することはできません。

(6) 庇護を求めている者（難民申請を行っている者）の数

- ① 難民認定申請手続
- ② 審査請求手続（異議申立手続）
- ③ ①②は終了しているが、難民関係訴訟を行っている者

答 本年 1 月 1 日現在の速報値では、以下のとおりです。

- ① 56人
- ② 122人
- ③ 4人（うち 2 名は再度の難民認定申請中）

(7) センターに移送されてきた時点で、難民認定申請を行っていた者の数

答 統計をとっていないため、回答することはできません。

(8) 官費による架電許可本数、許可の理由別内訳

答 統計をとっていないため、回答することはできません。

(9) 収容期間別内訳

答 本年 1 月 1 日現在（237 人中）の速報値では、以下のとおりです。

- ① 1 日以上 3 か月未満 44 人
- ② 3 か月以上 6 か月未満 23 人
- ③ 6 か月以上 1 年未満 28 人
- ④ 1 年以上 1 年 6 か月未満 21 人
- ⑤ 1 年 6 か月以上 2 年未満 33 人
- ⑥ 2 年以上 2 年 6 か月未満 33 人
- ⑦ 2 年 6 か月以上 3 年未満 25 人
- ⑧ 3 年以上 30 人
- ⑨ 被収容者のうち最長収容期間の者の収容期間 5 年 1 月（当所入所から）
- ⑩ 平均収容期間 549.5 日

3. 自殺・自殺未遂・自傷行為について

(1) 被収容者の A 自殺件数 ・ B 自傷行為（自殺未遂含む）件数

①2017年

②2018年

③2019年

④2020年（現時点まで）

答 ①2017年	A - 0 件	B - 7 件
②2018年	A - 1 件	B - 9 件
③2019年（速報値）	A - 0 件	- 26 件
④2020年（速報値）	A - 0 件	B - 9 件

(2) カウンセラー、精神科医の診療体制と利用実績

答 カウンセリングは、月4回の月曜日に実施しており、2019年の実績は速報値で118件です。

精神科診療は、月1回の木曜日に実施（昨年12月までは月2回（火曜日と木曜日））しており、2019年の実績は速報値で162件です。

4. 仮放免申請について

(1) 仮放免申請数

①2017年

②2018年

③2019年

④2020年（現時点まで）

答 ①2017年	1, 053 件
②2018年	1, 017 件
③2019年（速報値）	706 件
④2020年	未集計

(2) (1) のうち、申請の許可処分・不許可処分の件数

答 ①2017年	許可 224 件、不許可 803 件
②2018年	許可 77 件、不許可 926 件
③2019年（速報値）	許可 157 件、不許可 604 件
④2020年	未集計

※審査が越年したものもあり、申請件数と処分の合計数は一致しない。

(3) (1) のうち、仮放免申請から結果が出るまでに要した期間

①1ヶ月未満

②1ヶ月以上2ヶ月未満かかった件数

③2ヶ月以上3ヶ月未満かかった件数

④3ヶ月以上かかった件数

⑤最長期間

⑥平均処理期間

答 統計をとっていないため、回答することはできません。

(4) (1) のうち、仮放免期間の内訳

- ①2週間未満
- ②2週間以上1か月未満
- ③1か月以上2か月未満
- ④2か月以上

答 統計をとっていないため、回答することはできません。

5. 送還について

(1) 自費被送還者、国費被送還者

- ①2017年
- ②2018年
- ③2019年
- ④2020年（現時点まで）

答 ①2017年	自費出国者 31人	国費送還者 61人
②2018年	自費出国者 31人	国費送還者 61人
③2019年（速報値）	自費出国者 13人	国費送還者 65人
④2020年（速報値）	自費出国者 2人	国費送還者 3人

※ 仮放免許可中の自費出国を含む。

(2) 送還忌避者の被送還数

- ①2017年
- ②2018年
- ③2019年
- ④2020年（現時点まで）

答 統計をとっていないため、回答することはできません。

(3) (1) (2) のうち、チャーター機による被送還数

答 チャーター機による送還はありません。

6. 医療体制について

(1) 医療体制の詳細（常勤・非常勤別の勤務医の体制）

答 常勤医師はいません。

一般診療は、非常勤医師 11名で対応しており、非常勤医師の診察は月曜から金曜の13時から17時までで、不定期で休診日があります。

精神科診療は、非常勤医師 1名で対応しており、診察は月1回で13時から17時まで実施しています。

歯科診療は、非常勤歯科医師 3名で対応しており、診察は毎週水曜と月2回の金曜に13時30分から16時30分まで実施しています。

診療科は、総合診療、内科、皮膚科、整形外科、精神科及び歯科です。

（更問として問われた場合）

各診療科ごとの診察曜日・時間については次のとおりです。

- ・総合診療(13:00-17:00) 毎週月曜, 第1・2水曜, 第2・3・4火曜・第1・3・5金曜
- ・内 科 (13:00-17:00) 第2・4木曜
- ・皮 膚 科(13:00-17:00) 第1・3木曜
- ・整形外科(13:00-17:00) 第1火曜, 第3水曜, 第4金曜
- ・精 神 科(13:00-17:00) 月1回 (木曜)
- ・歯 科 (13:30-16:30) 毎週水曜, 月2回 (金曜)

(2) 看護師・准看護師・准看護師資格を持つ職員の数

- | | |
|----------------|----|
| 答 看護師 (法務技官) | 2名 |
| 非常勤看護師 | 1名 |
| 准看護師資格を持つ入国警備官 | 1名 |

(3) 庁内診療数・庁外診療数・緊急搬送数

①2017年

②2018年

③2019年

④2020年 (現時点まで)

- | | | | |
|-------------|-------------|----------|--------------|
| 答 ①2017年 庁内 | 3, 347件, 庁外 | 551件, 救急 | 統計なし |
| ②2018年 庁内 | 3, 763件, 庁外 | 763件, 救急 | 33件 |
| ③2019年 庁内 | 4, 653件, 庁外 | 710件, 救急 | 19件
(速報値) |
| ④2020年 | 未集計 | | |

(4) (3) のうち、医療費を被収容者の自己負担とさせたケースがあるか？あればその件数と理由

答 統計をとっていないため、回答することはできません。

(5) 施設内の常備薬が使用された件数

①2017年

②2018年

③2019年

④2020年 (現時点まで)

- | | |
|--------------|----------|
| 答 ①2017年 | 63, 632件 |
| ②2018年 | 48, 946件 |
| ③2019年 (速報値) | 43, 882件 |
| ④2020年 | 未集計 |

(6) 被収容者のうち、不眠症との診断を受け、睡眠導入剤の処方を受けている人の割合

答 統計をとっていないため、回答することはできません。

(7) 精神科診療数（庁内・庁外診療それぞれ）（2019年）

答 庁内診療 162件（速報値）
　　府外診療 未集計

(8) 常勤医師の確保のための具体的な取り組み内容及び現在までの常勤医師の確保状況

答 出入国在留管理庁ホームページ、茨城県医師会、ハローワーク、茨城県庁に、求人情報の掲載を依頼して医師を募集しているが、未だ確保できません。

(9) 東日本入国センターでは、A. 急病人が発生した場合、B. 救急搬送が必要な場合、C. 医療の希求があった場合、どのように対応していますか。以下のシチュエーション別にお知らせください。

- ・常勤医師が在庁している場合：
- ・非常勤医師が在庁している場合：
- ・医師がおらず、看護師が在庁している場合：
- ・医師や看護師がおらず、准看護師が在庁している場合：
- ・医師・看護師・准看護師が在庁していない場合：

答 医師が在庁している状況においては、医師の指示に基づき、適切に対応しています。

また、夜間等に医師等が不在の状況において、職員が被収容者への対応を判断せざるを得ない場合は、安易に重篤な症状にはないと判断せず、ちゅうちょなく救急車の出動を要請するなど、適切に対応するよう指導しているものです。

7. 願箋について

(1) 医師に対する願箋（医師の診療行為に関する申出書）の交付の方法について、前回訪問時より変更はあるか？

答 診療を申し出る内容の被収容者申出書については、いつでも交付し受け付けています。

(2) 願箋が提出されてから受診までの平均日数と、診療までに要した最長日数

答 統計をとっていないため、回答することはできません。

(3) 願箋が提出されてから3日以内に医師による診療を受けられなかった件数

- ①2017年
- ②2018年
- ③2019年
- ④2020年（現時点まで）

答 2017年は2341件です。

お尋ねの件数については、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては、作業に膨大な時間を要することから、2018年以降はお答えすることができません。

(4) 以前提出された願箋と同じような症状であるといった理由で、被収容者から提

出された願筆を職員が受け取らないことはあるか？

答 職員が独自で判断し、受理しないということはありません。

8. 通訳について

被収容者とのコミュニケーションにおいて通訳を利用した回数と言語、通訳に支払った経費（2019年度）

答 「被収容者とのコミュニケーションにおいて通訳を利用した回数と言語及び経費を計算することは困難です。

9. オリエンテーションについて

東日本入国管理センターに移管された時点で実施されているオリエンテーションについて、前回訪問時より内容および実施言語に変更点はあるか。あれば示されたい。

答 変更点はありません。

入所時には、収容所内の日課や収容所内に持込みが禁止されている物品の説明、身体検査、所持品検査、体温測定や血圧測定などの健康状態の確認を行っています。

入所者の使用言語は、あらかじめ移収受け先から情報を得ており、日本語を解する者には日本語で、日本語を解さない者には、原則同人の母国語の電話通訳を介して行っています。

10. 帰国の勧奨について

手続中の難民認定申請者に対して、東京出入国在留管理局難民調査部門若しくは同審判部門（難民審査参与員事務局）に所属していない貴センター職員（難民認定審査に携わっていない職員）が、「帰国を勧奨することはあるのか？

答 難民認定手続中の被収容者に対し、「帰国を勧奨」は行わない。ただし、「難民認定手続外に沿わない結果となった場合は強制的に送還されることもあるのでよく考えておくべきである。」と説明することもあります。

11. 外部との連絡

(1) 外部との電話設置台数・許可時間帯について前回訪問時より変更点はあるか？

答 電話回線数に変更はありません。

電話可能時間帯は、以下のとおりです。

9時20分～11時40分

13時00分～17時10分（前回から変更あり）

19時00分～21時00分

(2) 公費による架電件数

①2017年

②2018年

③2019年

④2020年（現時点まで）

答 統計をとっていないため、回答することはできません。

(3) 公費による架電ができる場合とできない場合の判断基準は何か？

答 通話費用は原則、本人負担ですが、公費による通話の場合は、本人の所持金や通話の必要性などを勘案して判断することとなります。

12. 面会について

(1) 面会スペースの数・詳細・面会方法について、前回訪問時より変更はあるか？

答 変更はありません。

(2) 面会件数（うち領事面会数・弁護士面会数も示されたい）

①2017年

②2018年

③2019年

④2020年（現時点まで）

答 2017年 14, 874件（うち弁護士・領事官等2, 339件）

2018年 15, 847件（ 同 1, 980件）

2019年 15, 923件（ 同 1, 956件）

（速報値）

2020年（現時点まで） 未集計

13. 食事について

(1) 食事の予算は1食あたりいくらか。また、業者選定にあたり競争入札はされているか。

答 朝食320円

昼食385円

夕食385円 計1, 090円（税抜き）

給食業者の選定は、一般競争入札によります。

(2) 官給食拒否件数。また、参加者の訴えを認めて処遇を改善したケースがあれば、その内容を示されたい

①2017年

②2018年

③2019年

④2020年（現時点まで）

答 統計をとっていないため、回答することはできません。

拒食によって要望を聞くことはありません。

14. 保証金について

保証金の金額の設定に関する規定等があれば、開示してください。

答 仮放免の保証金の額は、「収容されている者の情状及び仮放免請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、300万円を超えない範囲で定める額」（入管法第54条第2項）と規定され、また、「300万

円以下の範囲内で仮放免される者の出頭を保証するに足りる相当の金額」(入管法施行規則第49条第5項)とも規定されており、これらの規定に基づき、個々の事情を考慮して決定しています。